

第40号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成29年6月9日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

第29条第1項の表第1号中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同表第7号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第29条第1項の表第1号の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定（第29条第1項の表第1号の規定を除く。）は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。